

お客さま各位

徳島信用金庫

インボイス制度への当金庫の対応について

2023年10月1日からのインボイス制度（適格請求書等保存方式）の開始に伴い、当金庫は適格請求書発行事業者の登録を完了しております。お支払いいただきました各種手数料に含まれる消費税につきましては、当金庫が交付いたします適格請求書（インボイス）に基づき、消費税の仕入額控除を受けることができます。なお、具体的な要件等は国税庁の「インボイス制度特設サイト」のご参照および、顧問税理士等にお問い合わせください。

記

1. 適格請求書発行事業者登録番号

登録番号	T8480005000444
氏名または名称	徳島信用金庫
本店または主たる事業所の所在地	徳島県徳島市紺屋町8番地

2. 営業店窓口等でお支払いいただく手数料について

営業店窓口等で各種手数料をお支払いいただいた際には、インボイスの要件を満たした「領収証」等を発行いたします。

振込依頼書につきましても、インボイスの要件を満たしたものに改定いたします。

3. 口座振替でお支払いいただく手数料について

口座振替でお支払いいただいた手数料につきましては、インボイスの要件を満たした「インボイス管理票」を作成いたします。「インボイス管理票」が必要なお客さまは、お取引店へお申し出ください。

4. ATM・両替機でのお取引について

ATM・両替機でのお取引につきましては、インボイスの交付義務が免除される自動販売機特例の対象となり、お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで、消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

したがって、ATM・両替機から出力される「ご利用明細」等につきましては、インボイス制度に対応した様式改定は実施いたしませんので、ご了承ください。

5. 当金庫へのインボイスのご提出について

インボイス制度開始以降、当金庫がお客さまから商品の購入またはサービスの提供を受け、当金庫が消費税を含む代金（対価）をお支払いする際には、お客さまが適格請求書発行事業者の登録を受けている場合は、当金庫に対してインボイスの提出をお願いいたします。

ご不明な点等ございましたら、お取引店までお問合せください。

以上